

長野県告示第541号

令和4年10月12日成立した令和4年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和4年10月20日

長野県知事 阿部 守一

令和4年度長野県一般会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
9 国庫支出金	166,523,170	10,295,207	176,818,377	
11 寄付金	1,034,983	1,229	1,036,212	
12 繰入金	21,453,078	8,307	21,461,385	
13 繰越金	205,078	2,056,152	2,261,230	
14 諸収入	209,291,946	11,922	209,303,868	
15 県債	80,541,000	2,073,000	82,614,000	
歳入合計	1,091,404,496	14,445,817	1,105,850,313	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	40,475,557	418,292	40,893,849	
3 民生費	135,539,634	3,223,190	138,762,824	
4 衛生費	64,289,123	2,928,671	67,217,794	
7 農林水産業費	42,421,400	1,182,955	43,604,355	
8 商工費	209,871,937	2,695,213	212,567,150	
9 土木費	113,415,883	3,834,720	117,250,603	
11 教育費	192,727,448	127,433	192,854,881	
12 災害復旧費	10,790,406	35,343	10,825,749	
歳出合計	1,091,404,496	14,445,817	1,105,850,313	
2 繰越明許費				
農産振興対策事業費ほか31件		金額	28,073,617	千円
3 債務負担行為補正				
議会用タブレット端末等導入事業ほか3件		限度額	1,457,388	千円
4 地方債補正				
農業農村整備事業費ほか5件		限度額	2,073,000	千円

財政課

長野県告示第542号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年10月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯山市大字旭字川下4088の2から4088の4まで、4092、4095、字涌井沢4047の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年11月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年10月20日

長野県飯田建設事務所長 太田茂登

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大島阿島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡喬木村5504番の15地先から 下伊那郡喬木村5492番地先まで	旧	m	km
		2.9 ~ 20.2	0.2233
		3.1 ~ 21.9	0.5370
同 上	新	3.1 ~ 28.4	0.4667
		2.9 ~ 20.2	0.2233
		3.1 ~ 21.9	0.5370
		3.1 ~ 28.4	0.4667
		6.5 ~ 34.0	0.3509

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年11月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年10月20日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 槍ヶ岳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市大字平2112番の685地先から 大町市大字平1916番の8地先まで	旧	m	km
		7.3 ~ 15.1	0.2937
同 上	新	6.8 ~ 59.6	0.3241
		7.3 ~ 14.9	0.2937

(区域を変更する期日：令和4年10月21日)

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年11月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年10月20日

長野県飯田建設事務所長 太田茂登

- 1 路線名 大島阿島線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡喬木村5504番の15地先から
下伊那郡喬木村5492番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年10月22日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

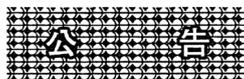
その関係図面は、告示の日から令和4年11月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年10月20日

長野県大町建設事務所長 塩野入宗義

- 1 路線名 槍ヶ岳線
- 2 供用を開始する区間
大町市大字平2112番の685地先から
大町市大字平1916番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年10月21日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
イントラネット用サーバ、番号利用事務用資産管理サーバほか一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法